

「改正」労働者派遣法の成立に強く抗議し早急の見直しを求める決議

本年9月11日、「改正」労働者派遣法が国会において成立した。この「改正」法は、昨年の通常国会と臨時国会の2度にわたり廃案となり、今通常国会においても、当初の法施行予定日であった9月1日になっても成立せず、39項目にも及ぶ附帯決議を付され、法成立直前に施行日を9月30日に修正され、成立するという極めて異例な経過を辿っている。

施行日を9月30日に修正したのも、その翌日の10月1日から施行される2012年改正派遣法の労働契約申込みなし規定が名ばかり専門26業務の派遣労働者らに適用され、派遣先が直接雇用を主張されることを免れるためであり、違法な実態を法改正によって適法化しようとする極めて悪辣な行為である。

また、「改正」派遣法の成立により、多くの政省令や指針などの改正が必要になるにもかかわらず、「改正」法の成立から施行まで僅か3週間もないため、十分な労政審の審議時間も確保できず、パブリックコメントに付される期間も僅か3日となった。派遣法制定以来の大「改正」であるにもかかわらず、「改正」法自体も、突貫工事で作られた「改正」政省令や指針も周知期間が全くない中での施行となった。

そもそも、「改正」派遣法は、無期雇用派遣などについては派遣受入期間の制限を無くし、有期雇用派遣についても労働者を入れ替えれば派遣先は無制限に派遣労働者を利用することを可能とするもので、派遣が臨時的・一時的な雇用であるという大原則を完全に骨抜きし、事実上、無制限に派遣労働者を利用し続けることを可能にするものである。他方で、「改正」派遣法では派遣労働者の均等待遇は実現されず、均衡待遇も実効性があるものではないし、「正社員化に道を開く」という政府の説明も、雇用安定措置など民事的効力も無く何ら実効性あるものとはなり得ていない。

これでは、常用代替防止原則が骨抜きとなり正社員から派遣労働者への置き換えが進み、派遣労働者が激増する一方、その派遣労働者の待遇や雇用不安定は置き去りにされたままである。当弁護団が行った派遣労働者へのホットラインでも、「改正」によって更に雇用が不安定になる、派遣労働者の低処遇の実態は改善されるのかなど、改正への懸念と不安の声が多数寄せられている。

日本労働弁護団は、「改正」労働者派遣法の成立に強く抗議するとともに、参議院厚労委員会の附帯決議で示された直接雇用の原則など、活用できる点を活用し、今後も派遣労働者と力を合わせて、派遣労働者の地位と待遇の向上のために、労働者派遣法への均等待遇規定の導入、民事的効力を有する雇用安定措置など、労働者派遣法の抜本改善を求めていくものである。

2015年11月7日

日本労働弁護団 第59回全国総会